

鳥取県告示第 844 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字勝負谷896の1から896の6まで、903の1、字下モ堤谷909の1、909の6から909の128まで、字十郎谷918の1から918の51まで、919の1から919の40まで、字東地藏空1077の1、1077の6、字十万寿ノ一1100、1101、1102の2、字片柴越1144の1から1144の4まで、字土器谷1164の2、字古屋谷1180

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）